



INDEX

- 報酬算定・運営基準
「通所介護事業所における機能訓練指導員の配置について」
- お知らせ
「平成24年2月16日(木曜日)に、新規事業者研修を実施いたします。」
「平成24年2月17日(金曜日)に、事業者更新研修を実施いたします。」
- 最近の動向
「第88回社会保障審議会介護給付費分科会が開催されました。」
- 注意
「インフルエンザ対策及びノロウイルス等感染性胃腸炎対策の更なる徹底について」

平成24年2月1日発行 第91号

○ 通所介護事業所における機能訓練指導員の配置について

報酬算定・運営基準

通所介護事業所における人員配置基準として、全ての通所介護事業所において機能訓練指導員の配置が必要となっております。

この旨、平成23年3月10日付け22福保高介第1607号「通所介護事業所における機能訓練指導員の配置について(通知)」によりお知らせし、その中において、昨年5月1日までに指定を受けた事業所については、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間の経過措置期間を設け、配置するようお願いしていたところです。

現時点において、機能訓練指導員の配置をされていない事業所は、配置するための早期の対応をお願いいたします。なお、配置した場合は、所定の様式にて変更届を提出してください。

また、上記通知については、以下のホームページにて確認できます。

【東京都福祉保健局ホームページ】

→ 東京都介護サービス情報 > 事業者指定申請・届出 > 新規指定申請様式 > 7通所介護 機能訓練指導員の配置について

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shinsei/shinki/index.html)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

○ 平成24年2月16日(木曜日)に、新規事業者研修を実施いたします。

お知らせ

平成24年4月1日開設予定事業所として同年1月末までにFAXで「新規事業指定申請申込書」を送付した事業者と平成24年2月1日開設事業所として指定を受けた事業者については、下記のとおり新規事業者研修を実施します。

下記の持参書類は、必ずご持参ください。

- ◆日時 平成24年2月16日(木曜日) 13時00分～16時30分 (受付開始 12時30分)
- ◆場所 東京都庁 第一庁舎 5階 大会議場
- ◆研修内容 介護保険の基礎知識・労働基準法等の概要・指定申請書及び変更届書の記載例他
- ◆持参書類 ○4月1日に開設を予定している事業所 → 「新規事業指定申請申込書」FAXの(控)
○2月1日に指定を受けた事業所 → 事業者へ送付された「新規指定事業者研修会の開催について」(事務連絡)

【お問い合わせ先】 (財)東京都福祉保健財団 事業者指定室 TEL03-5206-8752

○ 平成24年2月17日(金曜日)に、事業者更新研修を実施いたします。

平成24年4月1日から平成24年9月1日までに指定更新を行う事業者・施設の管理者等を対象に以下のとおり研修会を開催いたします。対象事業者に対しては、研修受託者の(財)東京都福祉保健財団から入場証が送付されますので、必ずご持参ください。

- ◆ 日時 平成24年2月17日(金) 13時00分～16時00分 (受付開始 12時30分)
- ◆ 場所 中野ZEROホール 大ホール
- ◆ 目的 1 介護サービスの質の向上
2 介護事業者の法令遵守の徹底等

【お問い合わせ先】(財)東京都福祉保健財団 事業者指定室 TEL03-5206-8752

最近の動向

○ 第88回社会保障審議会介護給付費分科会が開催されました。

これまで、社会保障審議会介護保険給付費分科会において、平成24年4月施行の介護報酬改定に向けた議論がされてきました。

このたびその審議を踏まえ、平成24年1月25日開催の第88回社会保障審議会介護給付費分科会において、諮問、報告、答申が行われました。

審議報告及び諮問内容等詳細については、以下の厚生労働省ホームページをご覧ください。

なお、介護報酬改定に係る届出等に関する事項については、東京都ホームページ「東京都介護サービス情報」及びかいてき便り等で追ってお知らせする予定です。

【厚生労働省ホームページ】→政策について>審議会・研究会等>社会保障審議会>介護給付費分科会
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002113p.html>)

注意

○ インフルエンザ対策及びノロウイルス等感染性胃腸炎対策の更なる徹底について

都内ではインフルエンザ及びノロウイルス等感染性胃腸炎の患者数が急増し、流行拡大が懸念されております。

各介護サービス事業所及び施設におかれましては、行政情報等により感染情報を把握するとともに、日々利用者の健康状態をチェックし、「うつらない・うつさない・(ウイルスを)持ち込まない」ための対策の更なる徹底をお願いします。

感染予防・感染拡大防止等についての詳細は、以下のホームページを確認の上、適切な対策に努めてください。

なお、感染が疑われる症状が現れた場合は、速やかに医療機関を受診させるとともに施設内での感染拡大防止について、管轄の保健所と連携して対応してください。

【厚生労働省ホームページ】→政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>健康

>インフルエンザ関連情報 「今冬のインフルエンザ総合対策」・「インフルエンザQ&A」・「インフルエンザ施設内感染予防の手引き」(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>)

「ノロウイルスに関するQ&A」

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>)

【東京都ホームページ】

インフルエンザの流行注意報発令 (<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2012/01/20m1q700.htm>)

感染性胃腸炎流行警報発令！ノロウイルス等の感染性胃腸炎の発生状況

(<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2011/12/20lcm800.htm>)

ノロウイルスによる感染性胃腸炎・食中毒に注意しましょう

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/kansen/norovirus/index.html>)